

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（510）」

2. 日時：平成29年1月30日 10時30分～12時10分、
13時30分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、秋本安全審査官、江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、高木安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、安達係員、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波担当）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他23名

電源開発株式会社：原子力建築室 建築技術タスク 担当 他2名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他3名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ 副長、他2名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）他2名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」及び「39条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<第4条> 地震による損傷の防止について コメント回答

<水平2方向及び鉛直方向の適切な組み合わせ>

- 構造上の特徴から発生応力への影響に着目して、影響が軽微な設備の判断基準を1割程度としていることについて、その考え方を詳細に説明すること。
- 矩形配置されたボルトに対して水平2方向に地震力が作用した場合の

影響検討において、非同時性の前提を整理して、論理展開を再検討すること。

- 電気盤内の器具への影響検討について、過電流リレーについて記載を充実して説明すること。
- 電気盤内の器具への影響検討について、構造や型式等を類型化した上で網羅的に抽出し説明すること。
- 水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせの影響評価におけるSs-1及びSs-3等の水平1方向しかない基準地震動に関して、位相差についての妥当性の根拠を記載し説明すること。

<機器・配管系設備に関するその他手法の相違点>

- 原子炉建屋クレーンの地震時挙動に関する補足説明について、寸法公差を踏まえた評価を説明すること。
- 地震時の滑り挙動によってレール及び車輪脚部等に生ずる荷重に対しては、詳細設計段階で構造評価を行う旨を記載し説明すること。

<屋外重要土木構造物の耐震評価>

- 燃料移送系配管ダクトの耐震評価における断面選定の考え方については、杭基礎に着目して相対変位が最も厳しい状態における断面選定の考え方を補足し説明すること。

<基礎地盤傾斜が1/2,000を超えることに対する耐震設計方針について>

- 建屋傾斜による制御棒の挿入性について、寸法公差によるガタと傾斜の影響評価を再整理して説明すること。

<第39条> 地震による損傷の防止について コメント回答

- 重大事故等対処設備の設備分類について、網羅的な設備の抽出過程を説明すること。また、最新の状況を反映した上で、間接支持構造物を追記すること。
- RCCVの躯体温度の設定方法及びその根拠における保守性について説明すること。また、設定条件（温度等）について再検討すること。
- 免震重要棟内緊急時対策所と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所をセットとした考え方として、記載を見直し説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補

足説明資料) (平成29年1月25日提出資料)

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について(補足説明資料) (平成29年1月25日提出資料)
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による応力を考慮した燃料被覆管の応力評価について(耐震)
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 屋外重要土木構造物の耐震評価について(指摘事項に対する回答)